

施設の使用制限対象施設一覧

R3.7.9時点
(随時更新予定)

1 飲食店等

カテゴリー	対象	要請内容	備考
飲食店	飲食店	①措置区域 ○営業時間短縮（20時まで） ○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛。ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※4で、同一グループの入店を原則4人以内※5とする店舗は提供可能(11時～19時) ○カラオケ設備の利用自粛	※1 食品衛生法の飲食店営業許可を受けている施設に限る。 ※2 カラオケボックスは、カラオケ設備の利用自粛の対象外。ただし、酒類提供は自粛を要請。（カラオケ設備を利用しない場合は、左記の酒類提供の要件を遵守したうえで提供することは可能） ※3 インターネットカフェ・マンガ喫茶等、夜間の長時間滞在を目的とした利用が相当程度見込まれる施設は、営業時間短縮要請の対象外。ただし、入場整理の実施、酒類提供の制限、カラオケ設備の利用自粛を要請。 ※4 ①ゴールドステッカー認証店舗又は②ゴールドステッカーの認証申請店舗（申請をするまでの酒類提供は自粛） ※酒類を提供する店舗は、提供する日より前に、ゴールドステッカーの申請に加え、対策項目チェックリストに基づく自己確認を行うこと ※5 同居家族の場合は除く
	料理店		
	喫茶店		
	居酒屋		
	バー（接待や遊興を伴わないもの）		
遊興施設 (※1)	キャバレー	②その他の区域 ○営業時間短縮（21時まで） ○酒類提供（利用者による店内持込みを含む）は原則自粛。ただし、ゴールドステッカー認証店舗等※4で、同一グループの入店を原則4人以内※5とする店舗は提供可能(11時～20時) ○カラオケ設備の利用自粛 (共通事項) ○利用者へのマスク会食実施の周知及び正当な理由なく応じない利用者の入場禁止（退場を含む） ○アクリル板の設置等 ○上記のほか、特措法施行令第5条の5各号に規定される措置（従業員への検査勧奨、入場者の整理誘導、発熱等有症状者の入場禁止、手指の消毒設備の設置、施設の消毒、施設の換気） ○CO2センサーの設置 ○業種別ガイドラインの遵守を徹底	
	ナイトクラブ		
	ダンスホール		
	スナック		
	バー（接待や遊興を伴うもの）		
	ダーツバー		
	パブ		
	サロン		
	ホストクラブ		
	ディスコ		
	カラオケボックス（※2）		
	カラオケ喫茶		
	インターネットカフェ（※3）		
漫画喫茶（※3）			
結婚式場	結婚式場		

施設の使用制限対象施設一覧

R3.7.9時点
(随時更新予定)

2 飲食店以外①

カテゴリー	対象	要請内容	備考
<p>商業施設 (生活必需品資販売施設以外)</p>	<p>卸売市場(※) コンビニエンスストア(※) 大規模小売店(※) 百貨店(※) スーパーマーケット(※) ホームセンター(※) ショッピングセンター(地下街含む)(※) 靴屋 衣料品店 寝具小売業 かばん・袋物小売業 雑貨屋 文房具屋 本屋 自転車屋 家電販売店 園芸用品店 鍵屋 家具屋 建具小売業 畳小売業 宗教用具小売業 金物・荒物小売業 陶磁器・ガラス器小売業 楽器小売業 写真機・写真材料小売業 時計・眼鏡・光学機械小売業 たばこ・喫煙具専門小売業 建築材料小売業 自動車(二輪自動車含む)販売店、カー用品店 花屋 宝石類や金銀の販売店 古物商(質屋を除く) 金券ショップ 古本屋 おもちゃ屋、鉄道模型屋 囲碁・将棋盤店 DVD/ビデオショップ・レンタル アウトドア用品、スポーツグッズ店 ゴルフショップ 土産物店 アイドルグッズ専門店 美術品販売</p>	<p>措置区域の1000㎡超の施設 【営業時間】 21時まで 【その他】 入場整理等(法に基づかない働きかけ)</p>	<p>※ 生活必需品売場以外</p>
<p>遊技施設</p>	<p>マージャン店 パチンコ屋 ゲームセンター ビリヤード場 囲碁・将棋所</p>	<p>【その他】 入場整理等(法に基づかない働きかけ)</p>	
<p>遊興施設</p>	<p>性風俗店(ファッションヘルス、デリヘル、個室付き浴場業、SMクラブ等) のぞき部屋 出会い系喫茶 ストリップ劇場 テレフォンクラブ アダルトショップ 個室ビデオ店 射的場 勝ち馬投票券発売所 場外馬(車・舟)券場 インターネットカフェ(※1) カラオケボックス(※2) 漫画喫茶(※1)</p>		<p>※1 夜間の長期滞在を目的とした利用が相当程度見込まれない施設に限る ※2 食品衛生法の飲食店営業許可を受けていない施設に限る。</p>
<p>サービス業</p>	<p>ペットショップ ペット美容室(トリミング) 住宅展示場 旅行代理店(店舗) ネイルサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) まつ毛エクステンション専門店(ヘアカット等を行わない理美容所) スーパー銭湯 サウナ エステサロン(保健所に届け出ている理美容所は除く) リラクゼーション 整体院(国家資格有資格者が行うものは除く) 日焼けサロン 脱毛サロン タトゥースタジオ 占い 写真屋・フォトスタジオ 展望室</p>		

施設の使用制限対象施設一覧

R3. 7. 9時点
(随時更新予定)

3 飲食店以外②

カテゴリー	対象	要請内容	備考
運動・遊技施設	体育館	措置区域の1000㎡超の施設 ※2 【人数上限・収容率】 イベントの開催制限と同じ	※1 飲食店営業許可を受けている施設について、イベントに関する要請に加え、飲食店と同様の要請も実施
	スケート場		
	水泳場		
	屋内テニスコート		
	柔剣道場		
	ボウリング場		
	スポーツジム		
	ホットヨガ、ヨガスタジオ		
	ゴルフ場・ゴルフ練習場		
	バッティング練習場		
	陸上競技場		
	野球場		
	屋外テニスコート		
	弓道場		
テーマパーク			
遊園地			
博物館等	博物館	【営業時間】 21時まで	※2 「措置区域の1000㎡以下の施設」又は「措置区域以外の施設」でイベントを開催する場合は、イベントの開催要件を守ること。イベント開催以外（運動施設の観客を入れない個人の練習・プレー等）の場合は、左記の【人数上限・収容率】を守ること。
	美術館		
	科学館		
	記念館		
	水族館		
	動物園		
	植物園		
劇場等	劇場	【その他】 入場整理等（法に基づかない働きかけ）	
	観覧場		
	演芸場		
	映画館		
遊興施設	ライブハウス※1		
集会・展示施設	集会場		
	公会堂		
	展示場		
	貸会議室		
	文化会館		
ホテル又は旅館	多目的ホール		
	ホテル（集会の用に供する部分に限る）		
	旅館（集会の用に供する部分に限る）		
	野外キャンプ場（集会の用に供する部分に限る）		